

令和6年第1回 隠岐広域連合議会定例会 会議録

1. 招集年月日 令和6年2月27日(火)
2. 招集の場所 隠岐広域連合議場
3. 開会(開議) 令和6年2月27日(火) 9時01分宣告
4. 閉会(閉議) 令和6年2月27日(火) 10時54分宣告
5. 出席議員
 - 1番 川本 息生 5番 村上 謙武 10番 仲吉 正
 - 2番 石橋 良行 6番 西尾 幸太郎 11番 古濱 正之
 - 3番 田中 一隆 8番 池田 賢治 14番 石田 茂春
 - 4番 村尾 茂樹 9番 前田 芳樹
6. 欠席議員
 - 7番 松新 俊典 12番 吉田 雅紀 13番 須山 隆
7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	池田 高世偉	介護保険課長	藤野 実
副広域連合長	大江 和彦	隠岐島前病院事務部長	中尾 清司
同	坂 栄一秀	隠岐病院副院長	齋藤 英典
同	平木 伴佳	同 事務部長	野津 信吾
同	内田 伸治	同 総務課長	山崎 章
同	川崎 康久	同 経営課長	原 幸一
事務局長	齋賀 光成	消防長	田中井 和幸
総務課長	和田 哲也	消防次長	井上 定彦
		消防総務課長	佐々木 肇
8. 職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長	藤野 則子	書記	高井 美雪
--------	-------	----	-------
9. 会議録署名議員
 - 8番 池田 賢治 9番 前田 芳樹
10. 議事日程 別紙のとおり
11. 議員の異動並びに議席の指定及び変更 なし
12. 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
 - (1) 広域連合長提出議案の題目

議第 1号	隠岐広域連合立隠岐の島町国民健康保険診療所の設置等に関する条例
議第 2号	隠岐広域連合立隠岐の島町国民健康保険診療所使用料及び手数料条例
議第 3号	隠岐広域連合立隠岐の島町へき地診療所の設置等に関する条例
議第 4号	隠岐広域連合職員定数条例の一部を改正する条例
議第 5号	職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

- 議第 6号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 議第 7号 隠岐広域連合特別会計設置条例の一部を改正する条例
- 議第 8号 隠岐広域連合消防手数料条例の一部を改正する条例
- 議第 9号 隠岐広域連合介護保険条例の一部を改正する条例
- 議第10号 隠岐広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 議第11号 隠岐広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 議第12号 工事請負契約の締結について（隠岐広域連合消防本部通信指令システム及び消防救急デジタル無線システム機器更新事業）
- 議第13号 令和5年度隠岐広域連合一般会計補正予算（第4号）
- 議第14号 令和5年度介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第15号 令和5年度隠岐島前病院事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第16号 令和5年度隠岐病院事業特別会計補正予算（第5号）
- 議第17号 令和5年度消防事業特別会計補正予算（第4号）
- 議第18号 令和6年度隠岐広域連合一般会計予算
- 議題19号 令和6年度介護保険事業特別会計予算
- 議第20号 令和6年度隠岐島前病院事業特別会計予算
- 議第21号 令和6年度隠岐病院事業特別会計予算
- 議第22号 令和6年度国民健康保険中村診療所事業特別会計予算
- 議第23号 令和6年度国民健康保険五箇診療所事業特別会計予算
- 議第24号 令和6年度国民健康保険都万診療所事業特別会計予算
- 議第25号 令和6年度国民健康保険西郷歯科診療所事業特別会計予算
- 議第26号 令和6年度布施へき地診療所事業特別会計予算
- 議第27号 令和6年度久見へき地診療所事業特別会計予算
- 議第28号 令和6年度消防事業特別会計予算

- 13. 選挙の経過 なし
- 14. 議事の経過 次ページ以下会議録参照
- 15. 常任委員の選任 なし
- 16. 議会運営委員の選任 なし
- 17. 傍聴者 なし

議事の経過

○議長（石田 茂春）

それでは皆さんおはようございます。開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

早春とは申しましても、朝夕はまだまだ肌寒さを感じる今日この頃でございます。

議員各位におかれましては、公私極めてご多忙のところご出席いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本定例会は、令和6年度当初予算案を審議する最も重要な会議であります。提出された諸議案のほか、補正予算、条例制定及び改正など、隠岐島民生活に重大な関連のある、且つ、その内容も多種多様でございます。

議案の内容につきましては、後刻連合長から説明されることと思いますが、議員各位の綿密、周到なご審議により、適正にして妥当な議決に到達いたしますようお願いいたします。

《開 会》 号 鈴

ただいまより令和6年第1回隠岐広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は、先ほど報告の通りであります。

直ちに本日の会議を開きます。

(開議宣告 9時01分)

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

日程第1.「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐広域連合議会会議規則第126条の規定により、「8番・池田賢治」議員、「9番・前田芳樹」議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

日程第2.「会期の決定」の件を議題といたします。お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日2月27日、1日間にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。従って、会期は、本日、2月27日、1日間と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

日程第3.「諸般の報告」をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配布いたしました、別紙1「諸般の報告書」を参照いたします。

日程第4. 広域連合長の施政方針

日程第4.「広域連合長の施政方針」を行います。

○番外（池田広域連合長）

令和6年第1回隠岐広域連合議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まだまだ寒さ厳しい日々が続く今日この頃でございますが、議員各位には、ますますご壮健のご様子、まずもってお慶び申し上げます。

今定例会は、構成団体の3月定例議会に先立ち招集させていただくものでございますが、何かとご多忙の中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

まず、はじめに長年に渡り海士町政及び隠岐広域連合の運営にご尽力をいただきました山内前海士町長が1月3日にお亡くなりになりました。これまでのご功績に改めて感謝申し上げますとともに、心よりお悔やみを申し上げます。

さて、本年の1月1日に発生した能登半島地震では、石川県を中心に甚大な被害が発生し、200名以上の方がお亡くなりになられたほか、多くの方が被災され、避難生活を続けられております。お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りするとともに、1日も早い復興を願うものであります。

また、翌日には、羽田空港で能登半島地震への物資輸送業務を行っていた海上保安庁の航空機と日本航空の旅客機が衝突し、海上保安庁職員5名が亡くなる事故が発生しました。一方で、旅客機の乗客、乗員379名は全員無事に脱出するという奇跡的な対応があったことはご承知のところであります。ひとえに日本航空職員の緊急時に備えた訓練等の賜物と敬意を表するとともに、日頃からの緊急時対応の重要性を再認識したところであります。

隠岐地域におきましても、災害や事故による不測の事態に対応するため、日頃から緊急時体制の充実を図って参る所存であります。議員各位におかれましては、引き続きお力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、令和6年第1回隠岐広域連合議会定例会の開会にあたりまして、諸議案の提案に先立ち、令和6年度の隠岐広域連合運営の基本的方針及び主要事業について申し上げ、議員各位はもとより島民の皆様方のご理解とお力添えを賜りたいと存じます。

まず、隠岐広域連合事業全般にわたる方針についてであります。引き続き、第4次隠岐広域連合広域計画に基づき、効率的かつ効果的で円滑な施設運営に努めて参る所存でございます。

はじめに、事務局総務課が所管いたします事業について申し上げます。まず隠岐航路につきましても、退役の時期が迫っているフェリー「しらしま」後継船の導入につきましても、構成団体及び隠岐汽船株式会社と連携を図りながら、令和8年度竣工に向けて造船所の選定等の取り組みを進めていくとともに、ICT利活用などの検討につきましても積極的に進め、安定的な航路運航の維持及び利便性の向上に取り組んで参ります。

次に、知的障がい者支援施設「仁万の里」事業につきましても、利用者の皆様方の生活環境及び就労環境の向上並びに福祉人材の確保を図り、隠岐圏域の障がい者福祉の中核施設としての機能・体制の維持と、利用者の皆様方へのより良いサービスの提供や、保護者の皆様方の想いを大切にした施設づくりを、指定管理者とともに進めて参ります。

最後に、レインボープラザ事業につきましても、施設及び利用者の皆様の安全管理並びに満足度向上に努め、指定管理者である株式会社隠岐商事との連携や協議をはじめ、関係機関と調整を図りながら、利用者の皆様方に選ばれる魅力のある施設運営に取り組んで参

ります。

次に、介護保険事業について申し上げます。介護保険制度は、その創設から 20 年以上が経ち、介護サービス利用者は制度創設時の 3 倍を超えており、介護サービスの提供事業所数も着実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展して参りました。

令和 6 年度から始まる第 9 期介護保険事業計画期間は、いわゆる団塊の世代すべてが 75 歳以上となる 2025 年を迎えることとなり、更にその先を展望すると、いわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる 2040 年に向け、生産年齢人口の減少が加速する中で、高齢者人口がピークを迎えます。

隠岐圏域においては、既に高齢者人口のピークを過ぎ減少に転じていますが、75 歳以上人口は 2030 年まで増加傾向となっており、介護ニーズの高い 85 歳以上人口は 2040 年頃まで増加傾向が見込まれております。

これまで、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの推進を図って参りましたが、今後「高齢者の急増」から「現役世代の急減」に局面が変化し、介護に携わる人材の確保が一層厳しくなることが想定される中、地域包括ケアシステムを支える人材の確保や介護現場における生産性の向上の推進等、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築が重要となって参ります。

令和 6 年度は、第 9 期介護保険事業計画の初年度となります。地域共生社会の実現に向け、新たな事業計画に基づき、保険者である隠岐広域連合と隠岐 4 町村は連携を深めながら、「自立支援、介護予防・重度化防止の推進」を積極的に進めるとともに、「介護人材の育成及び介護現場の生産性向上の推進」に向け、強力に取り組んで参ります。

また、介護給付の適正化に努めるとともに、保険料の収納につきましては、全庁での取り組みを継続し、みんなで支え合う介護保険制度の基本理念に沿って、より公平性を維持するために、収納率の向上に更に努めて参ります。

次に病院事業全体について申し上げます。病院事業につきましては、令和 5 年度に策定した経営強化プランに基づき、両病院において「病院の役割・機能の最適化と連携の強化」、「医師・看護師等の確保と働き方改革」などを強力で推進する必要があります。当該プランでは「新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取り組み」についても対応を整理しており、新型コロナウイルス感染症対策で得た知見を更にブラッシュアップし、感染症感染拡大防止対策に取り組んで参ります。また病院経営につきましても収支改善に向けた経営改革に職員一丸となって取り組んで参ります。

令和 6 年度は 2 年に一度の診療報酬改定に加え、6 年に一度の介護報酬及び障がい福祉サービス等報酬のトリプル改定であり、外来医療が重点課題として挙げられ、制度間の調整も行われる重要な節目となります。改定内容を的確に把握し、医療と介護の役割分担と切れ目のない連携を着実に進め、医療・介護の複合ニーズを有する島民の皆さまが、必要な時に「治し、支える」医療や個別ニーズに寄り添った介護を提供できる地域を目指し、

安全・安心の医療提供体制の確立に引き続き取り組んで参ります。

医師招聘につきましては、島根県当局はもとより、大学等との円滑な連携体制の構築に尽力し、医師招聘対策を継続して参ります。

また、看護師等の医療従事者確保対策につきましては、隠岐出身関係者等との関わりや情報収集を更に強化するとともに、幅広く情報発信やアプローチを図り、人員確保に取り組んで参ります。

議員各位におかれましても、情報提供などのお力添えをお願い申し上げます。

次に隠岐島前病院についてであります。令和6年度の診療体制につきましては、常勤医師及び非常勤医師により8診療科を維持することとしております。また、専攻医1名が研修を行いながら従事する予定となっており、医師が増員となりますので、常勤医師の負担軽減が図られるとともに、将来の常勤医師確保につながるものと期待をしているところであります。

医療スタッフにつきましては、看護師において定年退職や産休・育休が見込まれており、看護助手を含め大変厳しい状況でございますが、働きやすい職場環境の整備や処遇改善を検討するとともに、派遣会社等の活用も含め、引き続き全国に向けた情報発信や院内及び院外研修等による人材育成に取り組み、島前地域の中核病院としての役割を果たして参ります。

次に、隠岐病院についてであります。令和6年度の診療体制については、引き続き島根県、大学等のご支援をいただき、常勤医師及び非常勤医師により17診療科を維持することとしております。

なお、病診一元化の関連になりますが、都万診療所の医師退職に伴い、隠岐病院との医師連携体制を構築し、都万地区の医療提供体制を維持することとしております。

また、訪問看護ステーションの運営が隠岐病院へ移管されることから、病院から在宅へと切れ目のない医療提供体制の構築を図って参ります。

医療スタッフにつきましては、看護師、臨床検査技師及び臨床工学技士について定数が確保できない状況であり、特に看護師については派遣会社等を活用しても充足できない状況が継続しております。令和6年度は重点的に看護師確保に向けた取組みを推進し、医療従事者に選ばれる病院づくりを継続して取り組んで参ります。

最後に、電子カルテシステムの更新については、システム更新のみならず、医療DX化の推進を図るべく、連携システム等についても検討を進めて参ります。併せて令和6年度から施行される医師の働き方改革に向けて、引き続きタスクシフト及びタスクシェアリング等により効率的な業務の推進と働きやすい職場環境を構築することで、安全・安心の医療を提供すべく医療提供体制の確立を図って参ります。

次に、診療所事業について申し上げます。隠岐病院と隠岐の島町立診療所の一元化に伴い、隠岐の島町が運営をしておりました医科・歯科診療所を令和6年4月に隠岐広域連合

へ移管することとなりました。

病診連携の強化を図るべく、患者情報の共有や医療機器の共同利用、医師招聘の強化等に努め、関係機関と調整を図りながら、更に効率的かつ持続可能な医療提供体制の構築と患者様の利便性の向上に取り組んで参ります。

最後に、消防事業について申し上げます。災害や事故の多様化・複雑化及び大規模化、また島民ニーズの多様化等の環境の変化に的確に対応し、増加する救急業務に対し、迅速かつ的確な現場対応力の向上を図り、島民の安全・安心を確保するため、火災予防や消火はもとより、救急救助など消防力の充実強化に努めて参ります。

予防業務につきましては、防火対象物への計画的な立入検査を実施し、施設の維持・管理の徹底並びに立入検査においての専門的な知識及び技術力の向上を図ります。

また、通信指令業務につきましては、システム機器を活用し迅速な情報伝達体制に努めて参ると共に、通信指令システム及びデジタル無線システムの設備の更新について令和8年度末までの更新及び供用開始に向けて進めて参ります。

最後に、隠岐島消防署島前分署及び海士出張所の老朽化に伴う庁舎整備について、令和8年度の供用開始に向けて整備を進め、総合消防力の向上に取り組んで参ります。

以上、私の令和6年度に懸ける施政方針を述べさせていただきましたが、事業の推進に当たりましては、隠岐広域連合の使命を果たすべく、あらゆる角度から検証・検討を進め、大胆な施策を展開するとともに、今後とも隠岐広域連合の広域行政が円滑に推進できますよう、職員あげて最善の努力をいたす所存であります。

議員各位におかれましては、今後とも、引き続きご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石田 茂春）

以上で、広域連合長の施政方針を終わります。

日程第5. 議案上程

日程第5.「議案上程」の件を議題といたします。

議第1号「隠岐広域連合立隠岐の島町国民健康保険診療所の設置等に関する条例」から、議第28号「令和6年度消防事業特別会計予算」までの28案件を一括して議題といたします。只今、議題となりました、28案件について、提出者から、提案理由の説明を求めます。

○番外（池田広域連合長）

それでは、議第1号「隠岐広域連合立隠岐の島町国民健康保険診療所の設置等に関する条例」から、議第28号「令和6年度消防事業特別会計予算」までの28案件について、提案理由のご説明を申し上げます。

議第1号「隠岐広域連合立隠岐の島町国民健康保険診療所の設置等に関する条例」についてご説明申し上げます。

隠岐の島町が設置しておりました、国民健康保険診療所の運営を隠岐広域連合に移管することとしたことから、国民健康保険診療所の設置等に関する条例を制定するものであります。施行日は、令和6年4月1日とするものであります。

次に、議第2号「隠岐広域連合立隠岐の島町国民健康保険診療所使用料及び手数料条例」についてご説明申し上げます。

隠岐広域連合立隠岐の島町国民健康保険診療所の設置にあたり、使用料及び手数料を定める条例を制定するものであります。施行日は、令和6年4月1日とするものであります。

次に、議第3号「隠岐広域連合立隠岐の島町へき地診療所の設置等に関する条例」についてご説明申し上げます。

隠岐の島町が設置しておりました、へき地診療所の運営を隠岐広域連合に移管することとしたことから、へき地診療所の設置等に関する条例を制定するものであります。施行日は、令和6年4月1日とするものであります。

次に、議第4号「隠岐広域連合職員定数条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

国民健康保険診療所及びへき地診療所の設置に伴い、診療所に属する職員の定数を定める必要があることから、所要の改正を行うものであります。施行日は、令和6年4月1日とするものであります。

次に、議第5号「職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

職員のプライバシー確保の観点から、休暇の名称を変更するため、所要の改正を行うものであります。施行日は、公布の日からとするものであります。

次に、議第6号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

診療業務の中で、放射線被ばくのリスクがある職種が増加していることから、支給対象職員等の見直しを行うため、所要の改正を行うものであります。施行日は、令和6年4月1日とするものであります。

次に、議第7号「隠岐広域連合特別会計設置条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

隠岐の島町が設置しておりました、国民健康保険診療所及びへき地診療所の運営を隠岐広域連合に移管することとしたことから、国民健康保険診療所及びへき地診療所に係る特別会計を設置するため、所要の改正を行うものであります。施行日は、令和6年4月1日とするものであります。

次に、議第8号「隠岐広域連合消防手数料条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が公布されたことに

に伴い、隠岐広域連合消防手数料条例について所要の改正を行うものであります。施行日は、令和6年4月1日とするものであります。

次に、議第9号「隠岐広域連合介護保険条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

令和6年度から令和8年度までの、第9期介護保険事業計画策定に伴い、介護保険料基準額につきまして、介護報酬1.59%の引き上げに伴う介護給付費への影響及び第1号被保険者の保険料に関する標準段階の見直し等を勘案し、現行の基準年額78,600円を据え置き、介護保険法施行令の一部改正に伴い、関係条文について所要の改正を行うものであります。施行日は、令和6年4月1日とするものであります。

次に、議第10号「隠岐広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

介護保険法の規定に基づく関係省令の改正に伴い、介護支援専門員1人当たりの取扱件数の見直し、管理者の兼務範囲の明確化、公正中立性の確保のための取組の見直し、身体的拘束等の適正化の推進及び指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリングの実施等に関して、関係条文について所要の改正を行うものであります。施行日は、令和6年4月1日とするものであります。

次に、議第11号「隠岐広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

先ほどの議第10号においてご説明申し上げました条例改正と同じく、身体的拘束等の適正化の推進、指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリングの実施に加え、介護予防支援の円滑な実施等を図るため、関係条文について所要の改正を行うものであります。施行日は、令和6年4月1日とするものであります。

次に、議第12号「工事請負契約の締結について（隠岐広域連合消防本部通信指令システム及び消防救急デジタル無線システム機器更新事業）」についてご説明申し上げます。

令和5年11月30日に公募型プロポーザルにより最も優れた提案者を扶桑電通株式会社中国支店松江営業所に選定しましたので、同社と契約金額8億7,538万円で契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものであります。

次に、議第13号「令和5年度隠岐広域連合一般会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費は、決算見込みに伴い一般管理費で報酬、旅費、委託料、負担金補助及び交付金を減額し、レインボープラザ管理費及び超高速船・フェリー管理費で報酬、旅費を減額し、仁万の里管理費で空調の故障に伴い工事請負費を増額し、職員の定年延長に伴う退職手当特別負担金の減により負担金補助及び交付金を減額するものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金、繰入金を減額するものであります。

従いまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ260万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億7,484万7,000円とするものであります。

次に、議第14号「令和5年度介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費は、決算見込みに伴う総務管理費等の減額、保険給付費及び地域支援事業費は、事業費見込みの見直しに伴う減額、また、事業費の減額に伴い基金積立金を増額するものであります。

歳入につきましては、決算見込みに伴い、分担金及び負担金、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金をそれぞれ減額するものであります。

従いまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ9,209万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を34億2,119万7,000円とするものであります。

次に、議第15号「令和5年度隠岐島前病院事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

補正予算第2条は、患者数について業務の予定量を補正するものであります。

補正予算第3条は、収益的収入及び支出を補正するもので、医業収益は、患者数の減に伴う入院収益及び介護収益の減と診療単価のアップによる外来収益の増、その他医業収益の増との差引により減額するものであります。

医業外収益は、新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金と、長期前受金戻入の増額及び負担金交付金の減額が主なものであります。

医業費用は、給与費、減価償却費及び研究研修費を減額し、材料費及び経費を実績見込みに伴い増額し、医業外費用は、企業債借入実績等により増額するものであります。

補正予算第4条は、資本的収入及び支出を補正するもので、資本的支出は、企業債償還金について令和4年度の借入額確定に伴い減額するものであり、投資については修学資金貸与者の減により貸付金を減額するものであります。

資本的収入は、建設改良費に係る補助金収入の増に伴い、企業債及び出資金を減額し、修学資金貸与者の減に伴い長期貸付金収入を減額するものであります。

補正予算第5条は、今回の補正に伴い企業債の限度額を改めるものであります。

補正予算第6条は、給与費の減額に伴い、議会の議決を経なければ流用することのできない経費のうち、職員給与費について減額するものであります。

補正予算第7条は、材料費の増額に伴い、棚卸資産の購入限度額を改めるものであります。

次に、議第16号「令和5年度隠岐病院事業特別会計補正予算（第5号）」についてご説明申し上げます。

補正予算第2条は、患者数及び主な建設改良事業の業務予定量を補正するものでありま

す。

補正予算第3条は、収益的収入及び支出を補正するものであり、医業収益のうち入院収益は、新型コロナウイルス感染症対策の影響による入院患者数の減により減額するものであります。また、外来収益は、患者数の増及び診療単価の実績増に伴い増額するもので、その他の医業収益については、隠岐島前病院診療業務の回数減及び受託検査利用収益の実績減に伴い減額するものであります。

医業外収益は、新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金の増額及び一般会計繰入金の増額が主なものであります。

医業費用は、医師数の増及び看護職員等の正規職員未採用及び育児休業職員の代替に対応するための会計年度任用職員等の雇用による給与費の増額、材料費及び経費の実績見込みによる増額であります。

特別損失は、令和4年度決算に基づき、一般会計繰入金を島根県、隠岐の島町へそれぞれ返還するものであります。

補正予算第4条は、資本的収入及び支出を補正するものであり、資本的収入は、建設改良費の事業費の減に伴い企業債及び出資金を減額するものであります。また、補助金について、訪問診療に係る補助金を増額するものであります。併せて、長期貸付金収入について、医療技術修学資金返還金の増額に伴い減額するものであります。

資本的支出は、建設改良費について、施設整備費の入札減による事業費の減額と、医療機器の品目変更及び入札減により減額するものであります。また、投資については、医学生及び医療技術修学資金貸与者の減により貸付金を減額するものであります。

補正予算第5条は、今回の補正に伴い企業債の金額を改めるものであります。

補正予算第6条は、給与費の増額に伴い、議会の議決を経なければ流用することのできない経費のうち、職員給与費について増額するものであります。

補正予算第7条は材料費の増額に伴い、棚卸資産の購入限度額を補正するものであります。

次に、議第17号「令和5年度消防事業特別会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費において、旅費、工事請負費及び備品購入費の実績見込みに伴い減額、負担金補助及び交付金は職員の退職に伴い増額するものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金をそれぞれ減額するものであります。

従いまして、歳入歳出それぞれ83万5,000円を減額し、歳入歳出総額をそれぞれ8億8,235万4,000円とするものであります。

第3表の繰越明許費につきましては、島前分署施設整備事業及び海士出張所施設整備事業について、翌年度に繰り越して使用する必要が生じたため、地方自治法第213条第1項の規定により、補正するものであります。

続きまして、議第 18 号から議第 28 号までの議案は、一般会計及び特別会計の令和 6 年度当初予算についてであります。

なお、議第 22 号から議第 27 号までの議案は、病診一元化に伴い、新たに設置しました診療所事業特別会計となっております。

当初予算の編成にあたりましては、国、県及び構成町村の厳しい財政状況を踏まえ、報償費、交際費、需用費、役務費、旅費の経常経費について令和 5 年度当初予算額以下とする要求枠の設定を行い、経費の節減に努力するとともに、病院事業につきましては、新型コロナウイルス感染症への対応を考慮しつつ、企業としての独立採算制を追求し、収支改善に努めた予算編成を行ったところであります。

令和 6 年度当初予算の全会計の歳出総額は 129 億 390 万 7,000 円で前年度当初予算と比較して 34 億 455 万 5,000 円の増額予算となっており、構成団体負担金は 60 億 3,258 万 7,000 円で前年度に対し 29 億 7,001 万 3,000 円の増額となっております。

それでは、各会計の予算につきましてご説明申し上げます。

議第 18 号「令和 6 年度隠岐広域連合一般会計予算」についてご説明申し上げます。

予算総額は、23 億 7,757 万 4,000 円と定め、前年度と比較して、19 億 9,092 万 4,000 円の増額予算となっております。

歳入につきましては、構成団体負担金、低所得者介護保険料軽減に係る国庫支出金、県支出金及び仁万の里派遣職員人件費負担金の諸収入が主なものであります。

歳出の主な内容は、総務費で、特別職 1 名及び一般職 12 名の人件費、レインボープラザ、超高速船レインボージェット及び仁万の里の管理費が主なものであります。また、レインボープラザ管理費では、館内ネットワーク改良工事及び昇降機改修工事、超高速船・フェリー管理費では、指定管理料及びフェリー「しらしま」後継船建造事業費、仁万の里管理費では、指定管理料、温冷配膳車購入費が主なものであります。

第 2 表債務負担行為につきましては、複数年に渡る事業について、債務負担の期間及び限度額を定めるものであります。

次に、議第 19 号「令和 6 年度介護保険事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

予算総額は、33 億 6,712 万 7,000 円と定め、前年度と比較いたしまして 5,293 万 4,000 円の減額予算となっております。

歳入につきましては、保険料で、第 1 号被保険者の所得段階人数の変更に伴い、5 億 7,379 万 2,000 円を計上いたしました。分担金及び負担金では、5 億 1,088 万 2,000 円を計上するものであります。国庫支出金につきましては、調整交付金交付割合及び保険給付費の減により、前年度と比較して減額、支払基金交付金及び県支出金につきましては、保険給付費の減により、前年度と比較して減額となっております。また、繰入金につきましては、低所得者保険料軽減繰入金の減に伴い減額となっております。

歳出につきましては、総務費で9,567万円を計上しており、前年度と比較して1,850万9,000円の減額となっております。総務管理費の負担金補助及び交付金において、地域支援事業に係る町村への交付金の減が主な要因であります。保険給付費では30億5,484万円計上しており、前年度と比較して2,860万円の減額となっております。地域支援事業費につきましては、町村の計画に基づき、2億1,547万3,000円を計上しており、前年度と比較して582万5,000円の減額となっております。

次に、議第20号「令和6年度隠岐島前病院事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

予算第2条は、業務の予定量を定めるものであり、病床数は44床であります。年間患者数は前年度と比較して、入院では2.4%の減、外来では1.2%の減を予定しております。また、建設改良事業は、自家発電機の改修工事及び医療機器等7品目の購入に係る費用を予定するものであります。

予算第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものであり、病院事業収益は前年度と比較して1.3%増の9億3,074万3,000円、病院事業費用は、1.6%増の9億6,661万7,000円を見込み、収支差引3,587万4,000円の赤字予算を計上するものであります。

予算第4条は、資本的収入及び支出の予定額であり、支出は、自家発電機の改修工事及び医療機器6品目、訪問車1台の購入、企業債償還金及び修学資金の貸付を予定しており、支出合計で1億462万2,000円を計上しております。

収入については、企業債、出資金及び長期貸付金収入で7,111万7,000円を予定しております。

なお、差引不足分3,350万5,000円については、過年度分損益勘定留保資金等で補填することとしております。

予算第5条は、企業債の限度額、予算第6条は、一時借入金の限度額、予算第7条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費、予算第8条は、棚卸資産の購入限度額をそれぞれ定めるものであります。

次に、議第21号「令和6年度隠岐病院事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

予算第2条は、業務の予定量を定めるものであり、病床数は115床であります。年間患者数は、前年度と比較して、入院はほぼ同数、外来は2.9%の減とし、新たに訪問看護として1,820回を予定するものであります。また、建設改良事業は、施設設備整備費4件、医療機器24品目の費用を予定するものであります。

予算第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものであり、病院事業収益は、前年度と比較して5.3%増の34億9,298万6,000円、病院事業費用は、5.7%増の35億9,307万円を見込み、収支差引1億8万4,000円の赤字予算を計上するものであります。

予算第4条は、資本的収入及び支出の予定額であり、支出は、施設設備整備費として、

院内照明設備LED化工事、出退勤管理システム導入事業、除塩フィルターユニット更新工事、空調（冷温水ポンプ）更新工事の4事業で、機器備品購入費として、医療機器24品目の購入、企業債償還金及び修学資金の貸付を予定しており、支出合計で6億8,984万1,000円を計上しております。

収入については、企業債、補助金、出資金及び長期貸付金収入等で6億6,108万1,000円を予定しております。

なお、差引不足分の2,876万円については、過年度分損益勘定留保資金で補填することとしております。

予算第5条は、企業債の限度額、予算第6条は、一時借入金の限度額、予算第7条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、予算第8条は、棚卸資産の購入限度額をそれぞれ定めるものであります。

次に、議第22号「令和6年度国民健康保険中村診療所事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

予算総額は1億2,178万1,000円と定めております。

歳入につきましては、診療収入、分担金及び負担金、県支出金、諸収入が主なものであります。

歳出につきましては、総務費で職員人件費、隠岐の島町及び隠岐病院からの派遣職員の人件費負担金、複合施設への移転に係る経費、医業費で医療機器保守料、医療機器借り上げ料、医薬材料費、検査等委託料が主なものであります。

次に、議第23号「令和6年度国民健康保険五箇診療所事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

予算総額は1億3,002万6,000円と定めております。

歳入につきましては、診療収入、分担金及び負担金、諸収入が主なものであります。

歳出につきましては、総務費で職員人件費、隠岐の島町及び隠岐病院からの派遣職員の人件費負担金、医業費で医療機器保守料、医療機器借り上げ料、医薬材料費、検査等委託料が主なものであります。

次に、議第24号「令和6年度国民健康保険都万診療所事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

予算総額は1億2,167万2,000円と定めております。

歳入につきましては、診療収入、分担金及び負担金が主なものであります。

歳出につきましては、総務費で職員人件費、隠岐の島町及び隠岐病院からの派遣職員の人件費負担金、医業費で医療機器保守料、医療機器借り上げ料、医薬材料費、検査等委託料が主なものであります。

次に、議第25号「令和6年度国民健康保険西郷歯科診療所事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

予算総額は 6,103 万 6,000 円と定めております。

歳入につきましては、診療収入、分担金及び負担金、県支出金が主なものであります。

歳出につきましては、総務費で職員人件費、建物使用料、隠岐病院からの派遣医師の負担金、医業費で医療機器関連消耗品、医薬材料費が主なものであります。

第 2 表債務負担行為につきましては、診療所建物の借上げ料について、債務負担の期間及び限度額を定めるものであります。

次に、議第 26 号「令和 6 年度布施へき地診療所事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。予算総額は 3,840 万 9,000 円と定めております。

歳入につきましては、診療収入、分担金及び負担金、県支出金が主なものであります。

歳出につきましては、総務費で隠岐の島町からの派遣職員の人件費負担金、医業費で電子カルテ保守料、医療機器の購入費、医薬材料費が主なものであります。

次に、議第 27 号「令和 6 年度久見へき地診療所事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

予算総額は 892 万円と定めております。

歳入につきましては、診療収入、分担金及び負担金、県支出金が主なものであります。

歳出につきましては、総務費で隠岐の島町からの派遣職員の人件費負担金、医業費で電子カルテ保守料、医薬材料費が主なものであります。

次に、議第 28 号「令和 6 年度消防事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

予算総額は、13 億 2,321 万 2,000 円と定め、前年度と比較して 4 億 2,465 万 4,000 円の増額予算となっております。

歳入につきましては、構成団体負担金が主なものであります。

歳出につきましては、総務費で職員人件費及び運営費が主なものであり、事業費は島前分署施設整備費、海士出張所施設整備費及び通信指令台整備事業費を計上するものであります。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、何卒慎重なるご審議をいただきまして、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終らせていただきます。

○議長（石田 茂春）

以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第 6. 一般質問

日程第 6. これより「一般質問」を行います。

一般質問はお手元に配布の別紙 2「通告一覧表」のとおりであります。

質問時間は答弁を除き 30 分以内とし、質問は再々質問までとなっており、再質問は通告した質問の範囲を越えないようよろしくお願いいたします。執行部におかれましては、質問時間が限られておりますので、明確な答弁をお願いいたします。

それでは発言を許します。

○4番（村尾 茂樹）

それでは一般質問の通告書に従いまして、私、4番村尾より一般質問をさせていただきます。

私の一般質問の事項につきましては、本土と隠岐を結ぶ隠岐航路の運営充実をどのように進めていくか、このことをございます。

それでは通告書に従って申し上げますと、現在の隠岐航路の始まりは、明治にさかのぼります。江戸から明治に時代が移り、西洋を範とした様々な近代化が本土で進み、離島である隠岐との格差が広がっていくことに危機感を感じた先人たちが、様々な苦難を乗り越え、明治28年に隠岐汽船(株)を設立運営して、航路を維持してきた歴史がございます。

そこから、時代ごとにいろいろな状況に対応し続けて今日の航路があり、これが安定的に運営されていることで、4島の住民は安心して暮らせて、また隠岐で雇用を生む民間の事業者もビジョンを作っていくことができます。

そうした中、昨年10月5日付の隠岐広域連合長名の文書により、隠岐航路運行計画の変更が広域連合議員に報告されました。次いで11月18日付の山陰中央新報により、運航を担う隠岐汽船株式会社の人員不足による負担軽減のために、高速船レインボージェットの減便や、フェリーの休航期間の延長、今の2隻体制期間の延長が、住民に広く知れ渡るところになりました。

本土と隠岐を結ぶ隠岐航路は、隠岐の住民と生活必需品を運ぶ欠かすことができないインフラであります。また、隠岐4島の主要産品である海産物や農産物の出荷、国立公園への指定や隠岐ユネスコ世界ジオパークの認定を生かした観光入口の下、地場産業育成のためにも、お客さんや産品を運ぶ航路の充実は欠かせません。

そこで、隠岐と本土を結ぶ、隠岐航路の運営充実をどのように進めていくかについて、将来のさらなる運行計画変更を不安視する住民の声も聞きますので、次の3点から伺います。

まず1つ目。広域連合を構成する4島の暮らしを支えているこの隠岐航路の維持の現状の課題の確認をございます。本年からの運行計画変更に至った経緯も含めてお答えいただければありがたい。

そして、この課題に対して、広域連合ではどのような対応が検討されていますでしょうか。4島の暮らしの維持と諸産業の育成のためには、航路に関わる仕事の分担など、隠岐内の、様々な団体が一緒になって対応を考えることが必要だと個人的には考えております。

それらを含めて最後でございますが、現在計画中のフェリーしらしまの後継船の運用と建造の計画ではどのような検討が進められているでしょうか。

島民のインフラの面と、隠岐ユネスコ世界ジオパークの認定を生かした、観光促進の両立を踏まえ、高速船の運用との相乗効果も含めて、これは検討中ということをございますので、回答可能な範囲でお答えいただきたい、このように存じます。

○番外（池田広域連合長）

只今の村尾議員の一般質問についてお答えいたします。

最初に、隠岐航路の歴史について簡単にご説明申し上げます。

一般質問の中でもご紹介がありましたとおり、隠岐航路は明治初期まで本土への航海は帆船で運航しており、海上往復に12日間も費やしていた状況から「隠岐の文化産業の進展を図るには航路の改善が最大の急務である。」と100トン以上の蒸気船の必要性を痛感していた松浦斌氏が焼火霊山の森林を担保として蒸気船を購入したところから隠岐汽船株式会社が設立されたことは、誰もが承知するところでございます。

昭和に入り、日本も車時代を迎え、隠岐の道路も離島振興法で延長・改修が進んだことを背景に、昭和47年から隠岐航路もカーフェリー時代に突入し、現在も2,300トン級のカーフェリーで人流・物流の大きな役割を担っています。また、昭和59年には、「高速船マリンスター」の登場により、大幅な時間短縮が図られ、更に人流の利便性が向上し、129年間の長期に渡り、隠岐汽船(株)が島民の暮らしや観光を柱とする地場産業を支えて来た歴史がございます。

それでは、1点目の「隠岐航路維持の課題」についてお答えいたします。

本年の運航計画で、比較的影響が少ない超高速船レインボージェットの減便を中心に運航計画を変更したところでございますが、3月末には乗組員の必要人員100人に対して87人となり、13人の不足となる見込みであり、乗組員の確保は喫緊の大きな課題となっています。加えて、陸上職員についても慢性的な人員不足となっており、雇用契約期間満了後も勤務いただいている状況が続いています。

また、船価も高騰しており隠岐汽船(株)が自社建造することは極めて困難であり、行政支援も莫大になると見込まれています。参考ですが、フェリーは同等規模で60億円程度と見込まれ、今後、「フェリーくになが」と「フェリーおき」が概ね5年毎に更新しなければならない状況に加え、ジェットフォイルは70億円程度と川崎重工から見積もられています。国の補助金や新たな支援策を要望するなど、有利な財源を確保していくことが重要となって参ります。

利用客数については、コロナ禍を除き近年は42万人前後で推移しておりますが、その内約半数が島民利用であるため人口減少に伴う利用客の減少も不安要素の一因となっています。

次に、2点目の「課題に対し隠岐広域連合ではどのような対応が検討されているか。」についてお答えいたします。

人材確保については、現在、隠岐汽船(株)におきましても、水産学校等への訪問・求人活動を始め、運輸局への船員求人、自衛隊への退職者就職斡旋申込など様々な取組を実践していると伺っています。しかしながら、定数確保には程遠い現状があり、隠岐汽船(株)だけの取組では十分な成果が得られないことから、隠岐4町村及び島根県においても、人材確

保対策に必要な経費の支援も含め、協力して人材確保対策を講じることとしています。その一環として、本年1月31日に隠岐汽船(株)社長をはじめとした幹部と隠岐4町村長及び隠岐支庁長等で人材確保対策について意見交換を行い、現状把握と今後の対応について協議したところでございます。

また、「隠岐内の様々な団体が一緒になって対応を考えることも必要」というご質問に対しましては、現在、隠岐汽船(株)の陸上職員については、隠岐の島町出身の職員が島前地域の営業所で長期間にわたり勤務せざるを得ない状況が続いており、離職に繋がっているとのことでございます。そのような状況を踏まえ、知夫村におきましては、知夫里島開発(株)と隠岐汽船(株)との合同会社を設立し、営業所業務を担い、海士町におきましては、海士町観光協会と連携を図り、円滑な営業所業務に当たるよう検討中とのことでございます。また、西ノ島町におきましては、営業所業務について民間事業者との連携を図る必要性を確認しており、加えて窓口業務につきましては、ICT化の推進を図るべき検討も進めており、島民はもとより観光客等島外の利用者の利便性を充実するとともに、業務の効率化を図る予定としています。

このように、隠岐汽船(株)単独では困難になっていく業務については、今後も行政及び民間事業者との連携を深め、重要な隠岐航路の維持、向上を目指して参ります。

最後に、3点目の「フェリーしらしま後継船の運用と建造計画の検討状況」についてお答えいたします。

まず最初に、検討スキームについては、ワーキンググループで新船への要望等の意見集約を行うとともに「たたき台」を検討し、隠岐航路振興協議会幹事会においてブラッシュアップを行い、隠岐航路振興協議会で基本仕様を決定していくこととしています。議会議員の皆様には、その間の検討状況を報告し、意見や要望を伺う予定でございます。現在、3月27日に議会全員協議会を予定しており、第1回ワーキングと幹事会の検討状況をご説明いたします。

検討の内容については、総トン数、全長、全幅、航海速力等の船体構造や旅客定員、車両積載台数等に加え客室等級、キッズスペース、患者等搬送ルームなどの客室構成を軸として検討しているところでございます。

島民のインフラ面と観光促進については、高速船を含め現行の船隻体制を維持し、今後も、隠岐航路に寄与してきた先人の想いや歴史を重んじ、島民の暮らしはもとより産業振興にも大きく貢献できる隠岐航路を目指して参りますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○4番(村尾 茂樹)

広域連合長の答弁を伺いまして、その中で改めてこの隠岐航路を維持していくのに、とにかく担い手を確保するということが一番重要であるということが強調されたわけでございます。

これ隠岐航路に限らず、隠岐中のいろんなことでもやはり人不足というところがあると思いますけども、それについて改めて課題を確認し広域連合として、そのことについて今運営している隠岐汽船に寄り添いながら進めていきたいというようなことでございました。

私もそれについて全く同感でございます、微力ながら協力させていただくところでございます。以上で終わります。

○番外（池田広域連合長）

村尾議員ありがとうございます。説明いたしましたとおり、大変大きな課題だと思っています。担い手もそうですし、お客様により利用していただけるようなシステム化も必要であり、今後とも隠岐汽船さんと協議しながら、民間、4町村、県と寄り添って、しっかりと支援をしていきたいと思っていますので、議員の皆さま、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（石田 茂春）

以上で、一般質問を終わります。

日程第7. 委員長報告

日程第7. これより「委員長報告」を行います。

隠岐広域連合議会会議規則第47条第2項の規定により、総務消防常任委員長より行政視察の報告をしたいとの申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

従って、総務消防常任委員長の発言を許します。

○6番（西尾 幸太郎）

それでは、総務消防常任委員会の行政視察報告をいたします。

当委員会はフェリー「しらしま」後継船建造事業にあたり、令和4年6月に就航した宇和島運輸株式会社のフェリー「れいめい丸」について、担当者との意見交換及び実際に「れいめい丸」船内を視察するため、去る令和5年10月11日から13日まで議員6名、職員3名の9名で愛媛県八幡浜市に赴き、行政視察を行いました。

視察先であります宇和島運輸株式会社様には事前に質問を送付し、それを元に意見交換を行いました。

宇和島運輸株式会社では、船齢20年を目処に船の更新を行っており、「れいめい丸」は最直近に更新された最新のフェリーであります。総員11名で運航されており、女性の乗組員も積極的に採用しており、地元の水産学校や商船学校とも連絡を取り合い、人員確保に努めているとの説明も受けました。また造船にあたっては、運航費用（ランニングコス

ト)を抑えるために、低燃費型防汚塗料や推進効率改良型プロペラ等を採用しているとのことでした。また、インターネット予約やカード決済なども導入しており、ユーザビリティ(使いやすさ)の高さを感じることもできました。

実際に船内を視察した所感としては、船内レイアウトは従来のフェリーにある座敷席の他にリクライニングシート、会議スペースなども用意されており、またバリアフリー化についても導線を意識した対応がされており、様々な乗船客のニーズを意識したものとなっていました。また、甲板スペースにはペットと過ごせる船室も用意されており、時代に併せた配慮を感じる事ができました。

その他、女性乗組員専用のスペースなどが用意されており、人員確保に係る女性の積極採用への対応も造船時から考慮されていることが覗えました。

現在、隠岐航路においては「人員の確保」「燃油費の高騰」が大きな問題となっています。今後のフェリー「しらしま」後継船建造にあたっては、これらの問題解決へ新造船設計でのアプローチを探るのは大前提として、隠岐諸島に暮らす住民の「未来の足」としてのあり方、また「観光客の足」としてのあり方をどう新造船で体现すべきか様々な観点をもち、乗船客のニーズをしっかりと把握しながら事業にあたるべきと視察を通じて感じました。

最後にお忙しい中、今回の視察をご丁寧に対応いただいた宇和島運輸株式会社の皆様に感謝を申し上げ、総務消防常任委員会の行政視察報告を終わります。

○議長(石田 茂春)

以上で「委員長報告」を終わります。

ここで10時30分まで休憩といたします。

(本会議休憩宣告10時18分)

休憩を閉じ、本会議を再開します。

(本会議再開宣告10時30分)

日程第8. 質疑

日程第8. これより「質疑」を行います。

議第1号「隠岐広域連合立隠岐の島町国民健康保険診療所の設置等に関する条例」から、議第28号「令和6年度消防事業特別会計予算」までの28案件について質疑を行います。

最初に、議第1号「隠岐広域連合立隠岐の島町国民健康保険診療所の設置等に関する条例」について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

次に議第2号「隠岐広域連合立隠岐の島町国民健康保険診療所使用料及び手数料条例」について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

次に議第3号「隠岐広域連合立隠岐の島町へき地診療所の設置等に関する条例」について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

次に議第4号「隠岐広域連合職員定数条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

次に議第5号「職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

次に議第6号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

次に議第7号「隠岐広域連合特別会計設置条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

次に議第8号「隠岐広域連合消防手数料条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

次に議第9号「隠岐広域連合介護保険条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

次に議第 10 号「隠岐広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

次に議第 11 号「隠岐広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

次に議第 12 号「工事請負契約の締結について（隠岐広域連合消防本部通信指令システム及び消防救急デジタル無線システム機器更新事業）」について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

次に議第 13 号「令和 5 年度隠岐広域連合一般会計補正予算（第 4 号）」について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

次に議第 14 号「令和 5 年度介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）」について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

次に議第 15 号「令和 5 年度隠岐島前病院事業特別会計補正予算（第 2 号）」について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

次に議第 16 号「令和 5 年度隠岐病院事業特別会計補正予算（第 5 号）」について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

次に議第 17 号「令和 5 年度消防事業特別会計補正予算 (第 4 号)」について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

次に議第 18 号「令和 6 年度隠岐広域連合一般会計予算」について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

次に議第 19 号「令和 6 年度介護保険事業特別会計予算」について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

次に議第 20 号「令和 6 年度隠岐島前病院事業特別会計予算」について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

次に議第 21 号「令和 6 年度隠岐病院事業特別会計予算」について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

次に議第 22 号「令和 6 年度国民健康保険中村診療所事業特別会計予算」について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

次に議第 23 号「令和 6 年度国民健康保険五箇診療所事業特別会計予算」について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

次に議第 24 号「令和 6 年度国民健康保険都万診療所事業特別会計予算」について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

次に議第 25 号「令和 6 年度国民健康保険西郷歯科診療所事業特別会計予算」について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

次に議第 26 号「令和 6 年度布施へき地診療所事業特別会計予算」について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

次に議第 27 号「令和 6 年度久見へき地診療所事業特別会計予算」について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

次に議第 28 号「令和 6 年度消防事業特別会計予算」について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

日程第 9. 討論

日程第 9. これより「討論」を行います。

議第 1 号「隠岐広域連合立隠岐の島町国民健康保険診療所の設置等に関する条例」から、議第 28 号「令和 6 年度消防事業特別会計予算」までの 28 案件を、一括して討論に付します。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

(「なし」の声あり)

「反対討論なし」と認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

(「なし」の声あり)

「賛成討論なし」と認めます。

以上で、「討論」を終わります。

日程第 10. 採決

日程第 10. これより「採決」を行います。

この採決は、起立によって行ないます。

始めに、議第 1 号「隠岐広域連合立隠岐の島町国民健康保険診療所の設置等に関する条例」から、議第 11 号「隠岐広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」までの 11 案件について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立「全員」であります。

よって、議第 1 号から、議第 11 号までの 11 案件については、原案のとおり可決されました。

次に、議第 12 号「工事請負契約の締結について（隠岐広域連合消防本部通信指令システム及び消防救急デジタル無線システム機器更新事業）」について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立「全員」であります。

よって、議第 12 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議第 13 号「令和 5 年度隠岐広域連合一般会計補正予算（第 4 号）」から、議第 17 号「令和 5 年度消防事業特別会計補正予算（第 4 号）」までの 5 案件について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立「全員」であります。

よって、議第 13 号から、議第 17 号までの 5 案件については、原案のとおり可決されました。

次に、議第 18 号「令和 6 年度隠岐広域連合一般会計予算」から、議第 28 号「令和 6 年度消防事業特別会計予算」までの 11 案件について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立「全員」であります。

よって、議第 18 号から、議第 28 号までの 11 案件については、原案のとおり可決されました。

以上で、採決を終わります。

日程第 11. 委員会の閉会中の継続審査・調査

日程第 11. 「委員会の閉会中の継続審査・調査」についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、審査を終えることの出来なかった事件及び調査を要する事項について、隠岐広域連合議会会議規則第 75 条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出がありました。申し出の内容は、お手元に配布の「申出一覧表」のとおりであります。

お諮りいたします。

本案は、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続審査、調査とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

以上で、委員会の閉会中の継続審査の件を終わります。

最後に、3月末をもって退任される3名の役職員よりご挨拶があります。演題でお願いいたします。

まず初めに田中井消防長。

○番外（田中井消防長）

退職にあたり一言ご挨拶申し上げます。

私は、昭和 57 年に高校卒業と同時に隠岐島町村組合の消防吏員として採用され、42 年間、また、令和 3 年からは消防長の職に就かせていただきました。

この間、たくさんの方々からのご支援、ご指導のもと、退職を迎えることになりまして、心から感謝を申し上げます。

能登半島をはじめとした、頻発激甚化する災害に対しまして、消防が担う役割というのは非常に重要なものとなっております。

隠岐消防におきましても、庁舎整備、通信指令台、デジタル無線の更新など、大きな事業が続きますが、引き続き皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

隠岐広域連合の組織にあっては、島民の生命、命に直結する事業所の集まりだと思っております。引き続き、広域連合が発展していただくことを願っております。

最後になりますが、皆様方のますますのご健勝とご活躍を祈念いたしまして、お礼の言葉とさせていただきます。長い間ありがとうございました。

○議長（石田 茂春）

次に井上消防次長。

○番外（井上消防次長）

私、隠岐広域連合消防本部の消防次長、井上定彦と申します。

私は、昭和 59 年 4 月 1 日、当時隠岐島町村組合の消防本部へ消防吏員として採用され、40 年間勤めて参りました。

何もわからない私を諸先輩方に導いていただきまして、現在にありましては、同僚或いは後輩にサポートをしていただき、以前でありますと定年を迎える 60 歳となりまして、この 3 月 31 日で退職いたします。

この議会にありましては、私消防次長と兼務で消防の総務課長を拝命いたし、令和 3 年、令和 4 年の 2 年間お世話になったところであります。

消防署の勤務としましては主に 40 年間現場活動、本部にありましては現場の本部事務でありましたので、体験することないこの 2 年間、議会の中で勉強させていただいたことを、誠にありがたく思っております。

こうして皆さんの顔を拝見させていただきますと、当時の 2 年前なんですけども、半数以上の方が代わりになられて、新たな議員の方を迎えているところでありますが、引き続き、隠岐広域連合にご尽力をいただきますよう、よろしく願いいたします。

また消防署にありましては、本年度より令和 8 年度まで大きい事業が続いて参ります。

何卒皆様のご協力とご理解を賜り、また、温かく、厳しいご指導をいただきまして、消防本部を引き続き、よろしく願い申し上げます。

最後になりましたが、議員皆様方のますますのご活躍と隠岐広域連合の発展を祈念いたしまして、簡単ではございますが、私の挨拶と代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（石田 茂春）

最後に、野津隠岐病院事務部長。

○番外（野津隠岐病院事務部長）

本日は、このようなお時間いただきまして大変ありがとうございます。

私は、平成 5 年の 7 月に旧隠岐島町村組合に採用いただきまして、31 年勤務をさせていただきました。

主に事務局 26 年、隠岐病院 5 年ということで、非常に多くの経験をさせていただきました。本当にお世話になりました。

こちらいらっしゃいます、石田議長さんはじめ議員の皆様、また池田広域連合長はじめ執行部の皆様、これまでお世話になりました。先輩方や同僚の方々、いろいろと叱咤激励、またご指導ご鞭撻をいただいて何とか職務が遂行できたかなというふうに自分では思っております。

退職後は、水稻の栽培だったり、山林の管理だったり、また妻の母、私の母もまだ畑を作っておりますし、その補助もしたいなと思っております。

また、加茂地区の多分仕事も依頼されるんだろうなというふうに予想しております。今後も皆様方には、引き続きいろいろとご指導ご鞭撻をいただきたいなと思っておりますので、引き続きよろしく願いをしたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。

○議長（石田 茂春）

以上をもって、本定例会の日程は全部終了し定例会に提出された議案はすべて議了いたしました。

会議を閉じます。

(本会議閉議宣告 10時51分)

最後に池田広域連合長より、閉会の挨拶をお願いいたします。

○番外（池田広域連合長）

閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会には、条例案件 11 件、契約案件 1 件、令和 5 年度補正予算 5 件及び令和 6 年度各会計予算案 11 件の 28 件を上程させていただきました。原案通り可決決定を賜り、誠にありがとうございました。

引き続き、隠岐広域連合の果たすべき役割をしっかりと認識し、職員と一丸となり、誠心誠意努力して参る所存でございますので、お力添えをお願い申し上げます。

議員の皆様方のいよいよのご隆盛をご祈念申し上げ、閉会のお礼のご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（石田 茂春）

閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

当初予算を初め、補正予算、条例の制定及び改正など、当面する諸案件を、議員各位の終始極めて真剣な審議により、それぞれ妥当な結論を得ることができました。

深く感謝を申し上げますとともに、衷心より、厚く御礼申し上げます。

さて、本日退任のごあいさつをいただきました 3 名の方々には、広域連合職員として長年のご苦勞と、ご功績に対し、議会を代表して、心から感謝とお礼を申し上げます。ありがとうございました。

これからは 1 日 1 日と桜のつぼみも膨らみ、穏やかな季節となりますが、議員各位、執行部の皆様、そして 3 月末に退任されます 3 名の皆様、健康にはご留意され、ますますのご活躍をご祈念いたしまして、閉会の挨拶といたします。本日はご苦勞様でした。